

会 議 録

会議の名称	第2回 和泉市外部評価委員会
開催日時	平成25年8月29日(金) 午後1時30分から午後3時40分まで
開催場所	和泉市役所 3号館3階 市議会委員会室
出席者	[委員] 西脇委員、山本委員、阿部委員、寺田委員、大仲委員 [事務局等職員] 土屋副市長、森吉市長公室長、南保市長公室理事、小泉政策企画室長、堂ノ上財政課長、立花企画経営担当課長、佐々木総括主幹、米田、蓮池、塩田
会議の議題	1 開会あいさつ 2 評価の進め方 3 事務事業の評価 ・高齢者在宅生活支援事業 ・いずみの国歴史館管理運営事業 4 その他
会議の要旨	
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の必要事項	

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

司会（政策企画室 小泉室長）

みなさんこんにちは。政策企画室の小泉でございます。大変お待たせいたしましたので、定刻となりましたので、ただいまから、第2回和泉市外部評価委員会を開催させていただきたいと思っております。

今日は、委員の皆様方におかれましては大変公私ご多用のところ、本委員会にご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、会議を始めます前に、お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、事前に配布させていただいております、本日の評価対象事業にかかる説明資料。

それから、次第、外部評価委員会委員及び出席職員名簿、（資料1）評価の進め方、（資料2）平成25年度和泉市外部評価委員会 評価結果。

以上ですが、資料の不足等、ございませんでしょうか？

それでは、さっそくではございますが、ここからの会議の進行につきましては、阿部委員長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

阿部委員長

こんにちは。そうしましたら、さっそくですけれども、第2回和泉市外部評価委員会をはじめさせていただきます。

今日からいよいよ、事業評価に取り組むこととなります。一回目に全部で6つの事業を選びましたが、今日はそのうちの2つ、ただ、そのうちの1つは、細かく分けると2つに分けられるので、合計3つの事業について、評価を行っていくこととなります。

時間としては、2時間程度で終わらせたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願ひいたします。

評価に入ります前に、どういう風に評価をすすめていくのかを確認しておきたいと思っております。事務局のほうからご説明をお願ひいたします。

政策企画室 佐々木総括主幹

「次第2 評価の進め方」につきまして、事務局の佐々木よりご説明申し上げます。

資料1をご覧くださいと思います。評価を実施していただくにあたりまして、1事務事業あたりの評価所要時間といたしまして、概ね1時間を見込んでございます。

評価の進め方ではございますが、まず始めに、所管部署から事業の説明等を15分程度で行います。

なお、本年度の外部評価につきましては、評価結果を今後の施策に反映させやすいよう、1つの事務事業を、最大で2つの事業に細分化しておりますが、評価をいただく事業が2つある場合の事業の説明につきましては、途中で区切らず、一括してご説明申し上げます。

次に、所管部署から事業の説明等が終わりましたら、質疑応答に移っていただきます。

時間は35分程度でお願ひいたします。

評価事業が2つある場合につきましては、まず、1つ目の事業から質疑応答をお願ひいたします。時間は15分から20分程度でお願ひいたします。

その後、委員長のご判断によりまして、1つ目の質疑応答を終了していただきます。

次に、2つ目の事業につきまして質疑応答をお願ひいたします。時間は同様に、15分から20分程度で行っていただき、委員長のご判断によりまして質疑応答を終了していただきます。

次に、質疑応答を踏まえまして、質疑応答終了後に配布させていただきます「評価シート」への記入によりまして、事業の評価を10分程度でお願ひいたします。なお、評価事業が2つある場合につきましては、事

業ごとに評価をお願いいたします。

その後、評価シートは委員長にご提出いただきまして、評価の結果を委員長よりご報告いただきまして、1事務事業の評価が終了という予定ですすめさせていただきたいと考えております。

なお、短時間での評価でございますことから、評価シートでございます「評価理由」及び「改善すべき点」につきまして、時間内に書き切ることができなかつた場合につきましては、追加意見といたしまして、後日事務局にご提出いただくことによりまして、取りまとめさせていただきたいと考えております。

以上が「評価の進め方」のご説明となります。

なお、今後の評価スケジュールでございますが、本日、8月29日の第2回外部評価委員会では、

- ・高齢者在宅生活支援事業
- ・いずみの国歴史館管理運営事業

10月7日の第3回外部評価委員会では、

- ・し尿適正処理事業
- ・水洗化促進事業

10月28日の第4回外部評価委員会では、

- ・人材育成事業
- ・滞納債権整理事業

につきまして、評価をお願いいたします。

続きまして、前回の委員会におきましてご質問のありました「評価結果の公表」につきましてご説明させていただきます。

「評価結果の公表」の方法でございますが、委員のお名前は公表せず、「資料2」の様式によりまして公表させていただきたいと考えております。

また、評価をいただいた事務事業の所管部署への通知につきましても、同様の様式によりまして行いたいと考えてございます。

次に、評価結果の答申への反映方法でございますが、各委員のご意見を集計いたしました結果、最も多かったご意見を、当該事業にかかる本委員会の評価といたしまして、答申への反映をお願いしたいと考えてございます。

なお、評価を集計いたしました結果が同数の場合につきましては、委員長に調整をいただきながら、委員皆さまに協議していただきまして、評価結果の決定をお願いしたいと考えております。

説明は、以上でございます。

阿部委員長

ありがとうございます。今の説明につきまして、何かご質問ありますか。

一点確認ですが、今日、それぞれの事業について、継続か縮小か休廃止か、いずれかの結論をこの委員会として出すということになります。

その出し方については、基本的には多数意見を尊重するということになります。ただ、選択肢が3つで委員が5人ということですので、2対2対1というような形で分かれる可能性がないわけではありません。そうすると多数決では決まらなくなってしまうので、そういう場合には委員の中で議論したうえで、どちらをとるかきめるという手順になろうかと思えます。

ただ今日決まるのは、継続・縮小・休廃止のうちのどれにするかということだけであって、たとえば、「継続」であるけれどもこういうところに留意して継続してくださいといった、付帯意見的なものは、最後の委員会のときに改めて議論したうえで確定するということになろうかと思えます。一番重要な「続けるのか？」

ということが今日の判断で決まってしまうので、責任重大ではあるわけですが、きちんと説明をお聞きしたうえで、しっかり判断をしていきたいと考えております。

よろしゅうございますか。

はい。それではさっそく、次第の3、「事務事業の評価」に移っていききたいと思います。

まずは、「高齢者在宅生活支援事業」について、高齢介護室からご説明をいただくことになっております。よろしく願いいたします。

生きがい健康部 辻林部長

生きがい健康部長の辻林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、和泉市外部評価対象事業 事業番号 21 番 高齢者在宅生活支援事業 について、事業評価をお願いいたします。

はじめに、本日出席しております、担当職員を紹介いたします。

生きがい健康部高齢介護室 室長兼高齢支援担当課長の 山野 正広 でございます。

同じく、高齢支援担当主幹の 猪上 吉清 でございます。

同じく、総括主査の 寺本 正紀 でございます。

同じく、担当の 宮本 直輝 でございます。

それでは、事業概要の説明を、担当よりさせていただきます。

高齢介護室 猪上総括主幹

事業番号 21 番 高齢者在宅生活支援事業 について、高齢介護室 猪上より、事業内容について簡単にご説明させていただきます。

この事業は、高齢者が在宅で安心して生活ができるよう、福祉の増進を図るために5つの事業を行っているものでございます。その内容につきましては、緊急通報装置設置事業、高齢者福祉電話基本料助成事業、老人日常生活用具給付事業、訪問理美容事業、軽度生活支援派遣事業となっております。そのうち、事業額の多い緊急通報装置設置事業と老人福祉電話基本料助成事業について、ご説明させていただきます。

【緊急通報装置設置事業】

緊急通報装置設置事業は、65歳以上の高齢者世帯か昼間独居世帯を対象に、急病や災害等の緊急事態発生時に簡易に第三者に通報できる緊急通報装置の利用に係る経費を助成するものです。この装置は、電話回線に接続設置し、急病や緊急時に本体もしくは付属のペンダントのボタンを押すことにより委託契約の警備会社に通報が行われます。本体装置内蔵のマイクを通じて警備会社の係員の呼びかけや、その対応に応じて、救急車の手配や事前に登録している連絡先へ連絡するなどの早期対応を行います。

また、相談ボタンを押すことにより、緊急事態ではないが、不調である場合などの相談対応も行っております。さらに、月1回緊急通報センターから、安否確認を行っています。

以上のような取り組みを通じて、高齢者が安心してすみなれた地域で生活が送れるよう福祉の増進を図るものでございます。

この装置の設置については、対象者への貸与となっております。一ヶ月の利用額1,400円のうち、対象者の負担額は、生活保護受給世帯と生計中心者の市・府民税非課税世帯で月額0円、生計中心者の市・府民税均等割課税の世帯で月額700円、生計中心者の市・府民税所得割課税の世帯で、月額1,400円となっております。このシステムの設置と運営は、委託により実施しており、受託者は、日本パナユーズ株式会社となっております。

また、各年度の実績でございますが、平成23年度は785台を貸与し、助成額で1334万1950円。平成24年度は804台で1364万3900円となっております。

この事業の成果としましては、装置が設置されていることで、高齢者にとっては、在宅生活の安心感につ

ながっているということと、具体的には、平成 24 年度におきまして、291 件の緊急通報があり、そのうち 44% が救急搬送の必要な通報であったことから十分効果的であったと考えております。

今後の方向性としましては、継続の方向で考えてございます。

続きまして、高齢者福祉電話基本料助成事業について説明させていただきます。

【高齢者福祉電話基本料助成事業】

この事業は、高齢者福祉電話を貸与したひとり暮らし高齢者、生活保護法による被保護世帯のひとり暮らし高齢者又は低所得のひとり暮らし高齢者に電話使用料（基本料）を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の福祉増進に資することを目的としております。

この事業の対象者は、市内に居住されているひとり暮らしの 65 歳以上の高齢者であり、高齢者福祉電話を貸与した高齢者、生活保護法による被保護世帯又は市民税・府民税非課税世帯のうち低所得で、電話使用料助成が必要と認められる高齢者となっております。

電話がなく安否の確認や外部との連絡、緊急通報装置の設置が困難である高齢者に対して、福祉電話の貸与を行い、緊急通報装置の設置を助成していますが、経済的理由によって電話の維持ができないことのないように基本料金の助成を行うものです。

事業の実績としましては、平成 23 年度は、167 世帯に助成し、助成額が、323 万 3210 円。平成 24 年度は、162 世帯に助成し、助成額が 332 万 7644 円となっております。

福祉電話の貸与につきましては、65 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者を対象に貸与しており、平成 23 年度は新規で 13 台、平成 24 年度は新規で 7 台貸与しておりまして、平成 24 年度末で貸与している総数は、生活保護受給者を中心に 67 台となっております。

泉州地域の各市町の事業実施状況を見ますと、福祉電話の設置や基本料助成の制度はあるものの、新規の受付をしておらず実質的に縮小に向かっている自治体がほとんどとなっており、新規受付を行っているのは、和泉市以外では岸和田市と熊取町となっております。

今後の方向性としましては、高齢者の安否確認に必要な場合もあることから、当面継続としておりますが、今後介護保険制度の見直しなどに伴い、介護保険サービスではカバーできない部分を支援する生活支援サービスの整備が求められてくることから、その中で他の在宅福祉サービスとともに見直していくことを考えております。

以上、簡単ではございましたが、高齢者在宅生活支援事業の説明を終わらせていただきます。

阿部委員長

はい。どうもありがとうございました。大きく分けるとふたつの事業ということになります。ひとつは、緊急通報装置の設置を助成するという事業、もうひとつは、福祉電話の基本料の助成という事業、このふたつということですね。

両方とも、趣旨としては、高齢者が施設ではなくて自宅で暮らしていただけるためのバックアップの仕組みを整えるということだと思います。別々の事業ということですので、ここではそれぞれ区分けして質疑応答を行っていききたいと思います。

まずは緊急通報装置の設置助成につきまして、委員の皆様から意見がございましたら、お出しいただければと思います。

・緊急通報装置設置事業

西脇委員

提案者の西脇から、2、3の疑問がありまして、発言させていただきます。

まず、高齢者の定義ですけれども、私自身、今 74 歳、近々、誕生日を迎えたら、後期高齢者の 1 人に入る。

私の会社のケースで申し上げますと、すでに65歳定年を実施しておりまして、あと1年契約ということで、70歳まで就労可としております。しかも、この先、こういった定年制そのものをなくしてしまおうか、ということも考えております。

といいますのが、今現在の65歳というのが、人によりけりなんですけれども、本当に「老人」といっていいのか、という気がします。そういうことで、高齢者についての定義を見直す必要があるのではないかと。もうすでに、65歳定年ということでは言われているくらいですから、いまさら65歳は「老人」なのかというのが、私の疑問です。

阿部委員長

いかがですか、今の点について。

高齢介護室 山野室長

高齢介護室の山野と申します。

西協委員のご質問でございますが、確かにご指摘のとおり、非常にみなさん、高齢の方でもお元気な方、たくさんおられます。われわれも老人クラブ等の事務局もさせていただいておりますので、非常に活発に活動されている方々もおられます。

さきほど、西協委員のご指摘にもありましたけれども、その個人個人によりまして、いろいろと、65歳でもかなり、ご病気の関係でお年を召した状態になっておられるような方もおられまして、事務局としましては、介護保険の1号被保険者が65歳からということで、厚生労働省のほうも65歳からが高齢者ということで、高齢化率もそれで求めております関係で、定義を市町村だけで変えるというのは、非常に難しいと考えてございまして、そのあたりご理解をいただきたいと考えております。以上でございます。

阿部委員長

西協委員、いかがですか。

西協委員

介護度で決める、生活保護対象、といった内容と年齢の両方で装置を貸与するのが妥当ではないかと思うわけです。

阿部委員長

つまりこの事業は、現行では65歳以上であるということだけが条件なわけですね。それに対して、今の西協委員の話は、65歳でもとても元気な人もいるし、一方で介護が必要な方もいる。そういう個人の差は年をとるほど大きくなっていくものですから、そのあたりのことを考慮しないで現行のままで続けていいのかというご趣旨だと思いますが、その点いかがでしょうか。

高齢介護室 山野室長

ご指摘の点、現場としましてもよく熟知しているところでございます。容態に応じて対応をかえるというのも、今は所得によりまして、利用料を変えておりますので、それに加えて、介護度や身辺状況などを要綱上定めて対応すればどうかというご指摘と思いますので、さきほど、冒頭の、制度の改正等もございまして、新聞等でも出ておりますが、介護保険制度が、要支援者に対する保険制度を大きく見直す声も上がってきていますので、そのあたりの中で、一緒に検討、研究していきたいと考えておりますので、ご指摘十分分かりますので、ありがたいご指摘ということで、受け止めさせていただきまして、今後、そういったことに十分配慮しながら、事業をすすめていきたいと考えております。以上です。

阿部委員長

ありがとうございます。

西脇委員

結構です。

阿部委員長

他にご意見ございますか。

そうしましたら一点、私のほうから確認なんですけれども、収入に応じて、納税額に応じて、ということなんですけれども、費用負担が0であったり、半額であったり全額であったりということになるわけですね。このいただいたデータをみると、費用負担をしていない人が圧倒的多数で、費用負担している人は、十数パーセント、2割弱くらいですよ。

ちょっとお伺いしたいのは、おそらくこういう仕組みというのは、中にはお金を払っても利用したい、という人もたくさんいると思います。今の話は「タダで提供するのはいかがなものか」ということでしたが、それとは逆に、そこそこ収入はあるんだけど、自分は1人暮らしで不安なので、こういうものをつけたいというような人に対して、市として、もちろん有料になりますけれども、こういうサービスを提供していることを、どのくらいアピールしているんでしょうか。

高齢介護室 山野室長

アピールというのは、広報に載せたり、高齢者に配りますリーフレット等に載せておりましたり、ホームページで状況をアップさせていただいておまして、これだけを取り立ててアピールしているという形にはなっていないのが現状でございます。以上でございます。

阿部委員長

わかりました。西脇委員の言ったことと重なるのですが、本当にサービスの必要な人の範囲と、実際利用している人の範囲がずれているんじゃないかという気がします。つまり65歳でもとても元気で、「このようなサービスはいらない」というような人でも「無料なので、つけてもらおう」ということでサービスを受けている人もいますし、逆に、そこそこ収入はあるが、自分の健康には非常に不安を感じている。けれども、そもそもサービスがあることを知らずにいる人もいるのではないかという、そんな気がいたします。本当にサービスが必要な人に、きちっとサービスが提供できるような仕組みになるように、もう少し工夫してもいいのではないかという気がしております。

大仲委員

それに若干関連しますが、人口の比でいくと、高石市とか、泉大津市、6万とか7万くらいと思うんですけど、3,400件とか、4,170件、あるいは泉佐野市で（人口）10万人というところで、4,789件、こういう所に比べて、和泉市の利用者数919人は、ずいぶん少ないように思うんですけども。

おそらく委員長及び西脇委員と同じことになると思いますけれども、普及に向けての活動や取り組みというのを少し教えていただきたいと思います。

高齢介護室 宮本主事

担当の宮本です。この数字ですけれども、実はバラつきがありまして、本来であれば差し替えをしなければいけなかったところなんですけれども、お出ししている資料の数字は、昨年度に別の市がとりまとめた緊急通報装置の状況、件数でございますけれども、実は延べ件数が記載されている関係で、たとえば高石市では使用者数3,741名となっておりますけれども、実はこれは年間の延べ件数でございます、実際の実人数

でいいますと、高石市は309名、熊取町は90名、泉大津市は337名、泉佐野市は388名、というように、延べ件数での実績を記載してございましたので、実人数でいいますと、資料の数字をおよそ12で割ったくらいの数になるのが実情でございます。

一方、和泉市は919名は実人数でございますので、他市町村と比べると、利用者が多いという解釈ができると思います。

また、さきほどの周知活動の説明の補足ですけれども、広報等につきましては、広報紙やホームページへの掲載のほか、本市では、地域の高齢者の総合相談窓口ということで、地域包括支援センターというものが、平成18年度より設置されております。和泉市におきましては4箇所設置しておりますけれども、その地域包括支援センターでは、いろんな地域での講座・会合の場、町会や老人クラブ、あるいは校区社協のボランティアさん、もちろん民生委員さん、そういった方々が集まるような場所で、緊急通報装置の設置事業も含めて、そのほかの介護保険サービスや、そのほかの高齢者在宅福祉サービスの説明もさせていただいているところです。

頻度については、具体的に年何件とは把握してございませんけれども、そうした効果によって、場合によっては地域の1人暮らしの方で、身寄りも近くにいない、という不安のあるような方に、民生委員さんから積極的に、緊急通報装置設置事業の説明をしていただいて、申請のつなぎ役をしてもらっているというような場合もございますし、また一方で、私が担当した実際にあった事例なんですけれども、介護度を持っているわけでもなくて、介護サービスももちろん使っておられないというところなんですけれども、お一人でお元気な方だったんですけれども、この夏、熱中症で自宅内で倒れておられたところ、別の事業の訪問で発見することができたんですけれども、意識障害の状態になって、救急搬送されたということもございます。もちろんなんらかの要件を設けることも考えないといけないと思うんですけれども、お元気だからといって一概に大丈夫だろうと、安心を持てるものでもないと思います。

特に最近ですと、我々のほうでも「熱中症の方が倒れている」と、実際に対応したケースもございますし、ニュースでもそういうことが多く報じられていますし、緊急通報装置の対応の中で、熱中症でめまいがする、気分がすぐれないということでボタンを押して、すぐに対応ができ、救急搬送の後入院して、加療して元気になって戻られました。その方は介護度を持っているわけではありませんでした。そのようなケースもございますので、事例も含めての報告をさせていただきました。以上でございます。

阿部委員長

はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問は。

西脇委員

今のお話に関連して、月に1回の声かけが行われているという話がありましたが、私はこれはあまりにも少なすぎると思います。それこそ熱中症なんか、月に1回で助かるものではありません。だから、今お話のあった民生委員や福祉の協力員といった方の配置や人数等のネットワーク状況からも考えなければならないことだと考えます。ボタンを押した場合、実際に到着してくれるのは何分後になるのでしょうか。

高齢介護室 宮本主事

何分くらいで到着するかにつきましては、警備会社ですので警備業法という法律に基づいて、その中では駆けつけに30分以内という法律上の内容がございますので、30分以内の到着をめざしていると聞いております。和泉市の緊急通報装置設置事業でいいますと、日本パナユーズ、和泉市内に一箇所拠点を持っていることに加え、巡回している車がありまして、本部が信号を受けましたら、和泉市内にあるセンターに指示を送って、駆けつけ、対応を行っているところです。

もちろん民生委員さんやボランティアの方との連携協力が必要かというところで、この緊急通報装置の申請にあたっては、単にボタンを押して、警備会社が駆けつけるということだけではなくて、申請時に協力員

という方を登録いただきまして、場合によっては警備会社が駆けつけると同時に警備会社よりこの登録された協力員の方へ緊急信号がありまして、駆けつけて状況確認のお願いを、警備会社が依頼することがございますので、そういった点では、警備会社の対応と近所の方からの対応、それは決して民生委員さんに限るわけではなくて、近隣とのネットワークになるかどうかはわかりませんが、そのような対応もさせていただいているところです。以上です。

阿部委員長

はい。ありがとうございます。

西脇委員

和泉市の地図なんですけれども、北部は交通状況もわりと良いのですが、問題は南部の山間地域なんですよ。南部でも、そういったことが実現できるのかどうか、近所の声かけ含めてでも、30分で行くことができれば、あまり問題がないと思いますけれども、そのへんは大丈夫ですか。

高齢介護室 宮本主事

緊急対応を行ったケースにおきまして、特に死亡というような不幸な結果に結びついてしまったというようなことはございませんので、何かしらの対応はできていると考えております。

西脇委員

わかりました。

山本委員

考え方のひとつですが、私はこの制度はすごく大事なことだと思いますが、もっと見直していく余地は多くあると考えています。どんどん高齢者の方が増えていく状況ですが、さきほどの議論にありましたように、保護の必要な方に対しては保護をしていくべきです。その中で条件の見直しというのも必要だと思いますけれども、さきほどご意見ありました、有償でも、設置のPRをさらに行うことも大事だと思います。より広くの人々にこういう制度を積極的に活用していただくことによって、この和泉市自身の付加価値といいますか、いつも市長がおっしゃっています、住みやすい和泉市を、市としては当然目指すことができると思います。これは市役所としてどうなのか知りませんが、我々会社を経営している立場から言えば、お金のある方、支払い能力のある方に対しては、もう少し余裕をもった料金設定といいますか、市が儲けるという意味じゃなくて、幅広く活動していくためのより良い料金体系、適正な料金体系というものを見直し、価値があれば1,400円というのももっと上げたらいいと思います。そうすることによって、もっと広くの普及をすすめ、和泉市の価値向上及び高齢者に対して優しい街「和泉市」のアピールを目指したらどうかと思います。また、そういう議論を関係部署内で積極的に議論してほしいと考えます。以上です。

阿部委員長

はい。ありがとうございます。

西脇委員

賛成ですね。そうあるべきだと思います。

阿部委員長

他に、追加的なご意見はございますか。

大仲委員

ちょっと補足的なことですけども、この事業を実施している日本パナユーズは関西電力系統ですよ。他の企業として大阪ガスも実施しています。こういう地域的なビッグカンパニー、メガカンパニーがこうした事業を手がけている中で、今おっしゃられたように加入者の数が増えれば、基地ひとつにしても、あるいは配置の車、人数にしても、手厚く配置されることになると思います。サービス提供の条件を変えることについて、決してマイナス的にとらえるのではなく、対象を限定するという縮小的な意味での減少というのは私も全然考えていません。逆にもっと何か加入者数を増やすような方向性はないのだろうかとも思っております。

西脇委員

そうですね。

山本委員

和泉市としては、「お金儲け」という観点は、やっぱり難しい議論なんですか。お金を儲けて、その余ったお金をもっと幅広くこの事業に充当するような考え方というのはできるのでしょうか。なかなかやりにくいですかね。余った利益をうまくこの事業に配分することはできないでしょうか。

生きがい健康部 辻林部長

そうですね。今、山本委員さんがおっしゃるように、今1,400円払っている、所得の高い方の料金を仮に2,000円にして、今700円を払っている人をもっと安くするとか、その同じ枠の中では調整はできるのではないかと思っております。

大仲委員

契約自体はこれは直接ですか。警備会社との方との直接契約ですか。

高齢介護室 山野室長

市との契約です。

大仲委員

市との契約になりますか。わかりました。

阿部委員長

だいたいそのへんのところでよろしゅうございますか。もうひとつ、福祉電話のほうもありますので。続きましては、次の福祉電話の話に入ってまいりたいと思います。こちらについてはいかがでしょうか。

高齢者福祉電話基本料助成事業

西脇委員

電話に関する環境は、もう変わってしまったんですよ。例えば、採用の募集をしましたときに、家庭の電話番号は書かれておらず、携帯番号を書いてあるんですよ。というぐらいに携帯がもう普通になりました。携帯もスマホに変わりました。老人ならばそうした変化はあまりないのではないかという議論もあるかもしれませんが、どちらにしても、冒頭申し上げましたとおり、高齢者の定義の問題を含めて考え、また、この

助成制度は実質家計にも影響しないので、基本的には受益者負担という原則を出すべきだと思います。市への影響を考慮すると、なくしてしまったらどうかとすら思うくらいです。以上です。

阿部委員長

かなり抜本的なお話ですけれども、学生と高齢者を一緒にしていいのかわかりませんが、一人暮らしの学生はそもそも固定電話を持ってないですね。携帯だけです。最近ですと、高齢の方でも、一人暮らしであったら自分が外出するときに持っていける携帯のほうがはるかに便利で、家の固定電話なんかいらないうる人もいないんじゃないかという気がします。そうすると、固定電話に対する補助というのが、一昔前の制度であって今の時代にそぐわなくなっているという側面もあるのかなという気はします。

大仲委員

同じ助成するのであれば、GPS 付の携帯を持っていていただけたらと思います。

先ほどもありましたけれども、例えばココセコムなんていうのは、GPS で発信装置付いたものですが、1,000 円切るようなものであったりします。そういうことも考えると、全面的に助成を止めるのかどうかは別にして、助成制度は大幅に変えてはいただきたいという思いはあります。

高齢介護室 山野室長

高齢介護室の山野です。

今、ご指摘の点でございますが、ほとんど携帯電話を持っているのではないかとありますが、まさに携帯電話をたくさん持っておられる方もおられます。しかし、先ほどの緊急通報装置は、ご家庭の固定電話でしか対応しておりませんので、この制度は緊急警報装置セットもので作られてきたところがございます、経済的に非常に貧困で家に電話がない状況で、非常に心細い生活をしている、そのような人のところに福祉電話を付けて、緊急通報装置で誰かとつながるシステムを作るといことで、一体として活用してきたところがございます、時代とずれているのではないかと申されますと、厳しいところがあると思いますけれども、実際には携帯電話とかお持ちの高齢者の方は申し込みにはほとんど来られないし、ご自分で GPS 機能でご家族と確認しているという方も実際にはおられるとは思いますが、この制度は緊急通報装置との一体的な活用ということでご理解いただきたいと思ひます。

西脇委員

蒸し返しになりますけど、デジタル回線による不具合ということが書かれておりました。

これこそナンセンスですけれども。

山本委員

設置電話と PHS や携帯とのコストシュミレーションを行ったことはあるんですか。

高齢介護室 山野室長

高齢介護室の山野です。

固定電話と携帯電話でのコストの比較というのは、今のところやっております。

山本委員

もし可能ならいろんな種類があると思ひますので、ぜひ一度比較していただいてコスト的にも、また機能性も配慮して、どちらが優位なのかということをご検討いただければという気はします。

みなさんのご意見のように、時代が完全に変わってしまっているのです。

阿部委員長

もう一つ確認なんですけれども、電話加入権については、すでに市が電話加入権をたくさん持っていて、それを貸しているという状態ですか。

高齢介護室 山野室長

そのとおりでございます。

阿部委員長

現在貸し出している以上に、市として加入権を持っている状況なのですか。

山本委員

休止回線の利用と書いてますが。

阿部委員長

そうなんです。だから、いっぱい眠っているのがあるのかなと思ひまして。

高齢介護室 山野室長

今現在、休止回線が、十数回線まだ持っていますが、全体でいくつかというのは、今数字を持っておりませんので、改めて事務局を通じて報告させていただきたいと思ひます。

阿部委員長

それは、持つてただけだったら費用は発生しないのですか。

高齢介護室 山野室長

それは発生してございません。

阿部委員長

他に何かご意見はございますか。

あと、確認ですけれども、生活保護はの支給額の決定の仕方については、建前的な部分も多くて、どこまで実際と一致しているのか判断が難しいのですが、基本的には、いわゆるマーケットバスケット方式ということで、生活に必要な様々な費目について、「これぐらい必要」という金額を積み上げていくという発想だと思ひます。そこで、おそらく今だと電話は必需品ですから、おそらく生活保護の支給額に電話の使用料も反映されているんじゃないかという気がします。そうすると、もらっている方は二重取りになるんじゃないかという気がしますが、そういうことをご検討されたことはあるんでしょうか。

高齢介護室 山野室長

委員長がおっしゃることもよくわかります。生活保護の扶助費の中にそのような通信料が全て含まれているのかということですが、通信料と書かれているわけではございません。福祉電話の基本料の助成というのは、もともと加入権が非常に高かったということで、それが払えない生活困窮者のためにこの福祉電話の制度がスタートしてありまして、その後、生活保護や生活困窮者ということで基本料も払えずにすぐに電話を取り払わなければいけないということのないように、出来てきた制度でございまして、その辺りから今日に至っているという意味では、一度考え直す時期が来ているのかと思ひます。ご指摘は十分にわかりますので、そういったことを踏まえまして、今後事業の内容につきまして精査していきたいと考えております。

阿部委員長

昔、高かったですからね、加入権。そういう意味でも携帯の普及と一緒に、加入権についても時代が変わってきているので、今の時代に相応しい高齢者保護のあり方とは何なのか、ということをもう少し考えていただいたほうが良いという気はいたします。

他にご意見ございますか。

そうしましたら、時間もございますので、ここで質疑応答は打ち切らせていただいて、評価に入っていきたいと思います。

ご説明いただきありがとうございます。ここで退出ということですので、よろしくお願いします。

【事業の評価】

阿部委員長

そうしましたら「評価シート」の記入がすんだようですので、再開いたします。

「評価シート」の回収をお願いします。

まず、「緊急通報装置設置助成事業」についてですけれども、事業それ自体は「継続」ということになろうかと思えます。ただ、色々意見があって、「評価シート」の項目は「現状どおり引き続き実施すべき」となっていますが、現状のままで是とするという意見は皆無でありまして、むしろこの事業があることはいいことだけれども、もう一工夫必要なのではないかという、加入者数の増加ですとか、あるいは有料サービスの提供者の増加ですとか、もう少し実施形態を考えた上で継続すべきであるという意見ばかりです。

これが委員会としての結論になろうかと思えます。評価結果の表現方法については、これから詰めていきたいと思いますが、結論については、そういうことでよろしゅうございますか。

それから、もう一つの「福祉電話」についてですけれども、結論的には「休廃止」ということになろうかと思えます。基本的には、今の時代に合致しないものになってしまっているというのが理由になろうかと思えます。

もし、仮に何らかの形でサービスの提供を継続するとしても、市の福祉サービス全体のスキームの中で改めて位置づけ直す必要があるだろうというご意見だとまとめていいと思えます。

繰り返しますけれども、最初の「緊急通報装置設置助成事業」については、「継続」するけれども、現状のままではなく、もう少し事業のあり方を工夫しつつ続けていくということ。

「福祉電話」については、基本的には「休廃止」するものとする。ただ、本当に必要性があるのかを、市としての福祉サービス全体のあり方の中で改めて考えた上で、やはりどうしても必要であるということであれば、その理由をきちんと説明した上で存続していくという、そんな感じかなという気がいたします。

よろしゅうございますか。

ということで、一つ目の事業の評価を終了いたします。

どうもありがとうございました。

そうしましたら、休みもなく申し訳ないですけれども、続いて2つ目の評価対象「いずみの国歴史館管理運営事業」に移ってまいりたいと思います。

いずみの国歴史館管理運営事業

阿部委員長

今日の2つめの評価対象ですけれども、「いずみの国歴史館管理運営事業」の評価ということで、担当部課であります生涯学習部のみなさんにお越しいただいております。

そうしましたら、ご説明よろしくお願ひいたします。

教育委員会生涯学習部 竹中部長

失礼します。生涯学習部長の竹中でございます。よろしくお願ひします。

今日は職員は、文化財の担当職員ということですが、白石次長は、久保惣記念美術館と文化財振興課の2つの課を担当しているということで同席していただいております。よろしくおねがいします。

白石生涯学習次長

白石でございます。よろしくお願ひします。

竹中生涯学習部長

それから担当課長で、乾課長です。

乾文化財振興課長

乾でございます。よろしくお願ひいたします。

竹中生涯学習部長

担当課の森下主幹です。

森下文化財振興課主幹

森下です。よろしくお願ひいたします。

竹中生涯学習部長

それでは、課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

乾文化財振興課長

それでは、文化財振興課の乾より、いずみの国歴史館の事業についてご説明を申し上げます。

座ったまま失礼いたします。

阿部委員長

お願ひします。

乾文化財振興課長

お手元に資料をお配りさせていただいておりますが、その資料に即すような形でご説明を申し上げます。

まず、いずみの国歴史館の設立について説明します。トリヴェール和泉の開発に先立ちまして、区域内の埋蔵文化財の調査を実施いたしました。この調査の結果、予想以上の埋蔵文化財が見つかりまして、それらを保存公開する施設の必要性が俎上にのぼりました。この施設の建設、事業計画を作る中で、トリヴェール和泉に限らず、和泉市全体の歴史が理解できる施設が必要ではないか、というふうになりまして、平成10年「まなびのプラザ」という施設の中に「和泉市いずみの国歴史館」をオープンいたしました。

「いずみの国歴史館」の事業目的は、和泉市固有の歴史・文化財を調査・研究し、それらを展示して公開することによって、和泉市の歴史文化に対する理解を深め、郷土愛を醸成し、文化意識が向上することを目的としてございます。また、歴史館の活動を通じまして、学術および文化の発展に寄与するという点も活動目標としてございます。この事業を滞りなく進めるため、歴史館の管理・運営につきましては、文化財振興課の直営事業として実施してございます。

この歴史館、その設立の経緯からも、歴史遺産の保存・展示施設としての性格と、文化財の調査研究センターとしての二つの機能を併せ持っております。つまり、市内の遺跡から出土した埋蔵文化財や、市史の調査で確認された歴史史料、これらを調査・研究し、またそれを保管し、展示して公開するという、相互に不可分な二つの性格を併せ持っているということでございます。

また、指定文化財などの貴重な文化遺産も歴史館のほうで保存、保管をさせていただいております。

お手元の資料2をご覧ください。ここには歴史館の事業等を一覧表にしてございます。歴史館の通常の事業といたしまして、展示室における常設展示の他、年間2回程度の特展や企画展を開催しております。

展示以外の事業といたしまして、和泉市の歴史をわかりやすく市民の方々に伝えるための講座や講演会を年間6回程度開催しております。また、市内の文献史料をテキストに用いた古文書講座を開設し、現在、その受講生の中から自主的に「古文書を読む会」が組織されました。歴史館としても、その活動をお手伝いしております。

資料4につきましては、平成24年度事業をまとめました歴史館が刊行しております要覧でございますが、その4ページから7ページに、平成24年度に実施いたしました常設展、特別展、企画展とあわせ、講演会・講座等の実施記録も記載してございます。

また、平成23年度からは、小学6年生を対象とした「文化芸術科学ふれあい体験事業」を実施しております。年間2000名ほどの参加がございました。平成24年度の実績につきましては、資料4の8ページ、9ページに記載してございます。

また、平成24年度では、これまで池上曽根史跡公園で開催しておりました音楽と体験学習を組み合わせた「音★楽市」というイベントを、公園緑化部と協働することによって、初めていずみの国歴史館で実施いたしました。それにつきましては、1日で約700名の方の来場がございました。

さらに、図録やリーフレット、歴史館要覧を出版し、和泉市の歴史の啓発事業を行っております。

このいずみの国歴史館が現在抱えている問題といたしましては、やはり入館者の伸び悩みということがございます。博物館等の入館者の減少というのは、全国的な傾向とはいえるんですけども、資料2にお示しましたように、歴史館の入館者は開館後、平成14年度までの4年の間は、平均1万人程度の入館者がありました。それ以後は入館者が減少しているということがございます。ただ歴史館の規模を考えますと、入館者数が決して少なすぎるとは本課では考えておりませんが、それでも一人でも多くの方に来館いただくことは、展示施設の責務でございますので、入館者を増加させる手法の構築、これが急務となっております。

入館者が増加しない最大の原因といたしましては、やはり開館後10年以上経過したにもかかわらず、歴史館の周知度の低さにあると考えております。しかしながら、ポスターやチラシによります従来の広報手法だけを考えますと、なかなかこれ以上の成果をあげることが難しいというふうに考えておまして、今現在、ホームページやフェイスブック、そういうネットを活用した新しい広報手法というのを構築する必要があると考えてございます。

続きまして、シートの方をご覧ください。いただきたいのですが、歴史館の事業費につきましては、開館以来、

年間約8,000,000～10,000,000円程度で推移をしております。

シートには、平成23年度から平成25年度の事業費を記しておりますけれども、決算ベースで23年度が730万余り、24年度が790万余りということになってございます。また、25年度の予算につきましては、これは予算ベースでございますが10,367,000円ということになってございます。

特定財源として、特別展の開催に伴う入館料、図録等の書籍の売払い金があります。平成23年度の入館料は11,800円、図書の売上が207,300円。平成24年度の入館料が58,100円、図書の売上が153,000円ということになってございます。

最後に、歴史館の事業の実績と成果について、述べさせていただきます。

開館以来の入館者や特別展・企画展の内容につきましては、資料2をご覧くださいと思います。ただし、この表につきましては、あくまでも展示に係る実績ということでございます。記念講演や各種の講座、こういうものの生涯学習事業として、文化向上に寄与した効果というものは、これには表されてございませんし、歴史館の文化財調査の基地としての機能も、事業実績には残念ながら現れてはおりません。

ただ、歴史館につきましては、和泉市に伝来いたしました文化財や新規発見の文化財を、体系的に公開することができる市内唯一の施設であります。また、文化財振興課の直営施設ということで、埋蔵文化財や市史資料の調査と展示が連動しており、新しい調査・研究成果を直ちに公開に結びつけることができるという、小さな博物館としての特性を十二分に発揮しているのではないかと考えております。つまり、市民の方に情報を速やかに発信できるという性格を持っているということでございます。

また、常設展示につきましては、入館料を無料としておりますので、和泉市の歴史を気軽に学べる施設という位置づけをしております。平成25年度では、新たな試みとして特別展も無料として実施いたしました。

今後の方向性といたしましては、展示のスタンス・調査研究事業の基地としての位置づけ、これらを堅持しつつ、より多くの市民の方に開放された施設をめざしたいと考えております。それには、展示だけでなく、体験型のイベント等も盛り込み、新規来館者の獲得を図ってまいりたい所存でございます。

以上でございます。

阿部委員長

はい。ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして質疑応答に入っていきたいと思います。

どなたからでも、ご質問ございましたらお出しただけならと思いますけれども。

寺田委員

よろしいですか？

阿部委員長

はい。お願いします。

寺田委員

事業費の推移見ますと、基本的に光熱費が高いですね。

私も、外部評価委員会があるので、昨日行ってきました。一人もおられなかったです。私だけでした。これはもったいない話ですよ。

また、人件費ですが、学芸員さんがおられるようなんですが、専属ではないのですか？ここには、経費として出てきませんが、どういう職員が配置されていますか。

乾文化財振興課長

はい、人件費につきましては、人事課予算ということになってございますので、私どもの事業費には出ておりません。現在、再任用職員が1名、非常勤の学芸員が1名、それから臨時職員の学芸員が2名と、計4名で館の運営をしております。4人の人件費は、年間1,000万程度ということでございます。

阿部委員長

実際のオペレーションには、これプラス1,000万かかっているということですね。

乾文化財振興課長

そうですね。そういうことになります。

阿部委員長

再任用職員の方や非常勤や臨時職員の学芸員の方は、この館の運営と、文化財の保存とか、それも運営の一環でしょうが、そうした仕事に専念されているのですか？ 他の仕事もしているという訳ではないのですか？

乾文化財振興課長

いずみの国歴史館の学芸員並びに事務職員という位置づけでございますが、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、いずみの国歴史館には文化財の調査・研究センターとしての性格があります。実際には、1階が展示室、下の階が文化財の整理室という形になっておりまして、そこでは埋蔵文化財の調査で出土したものですとか、市史の調査で見つかった資料、こういうものの調査・研究を行っております。

いずみの国歴史館の学芸員につきましては、埋蔵文化財の専門と文献資料の専門の両方を配属しておりますので、これら地階で行っている埋蔵文化財、市史の調査といったものを、この学芸員が指導しています。

大仲委員

数字の話になるんですけどお聞きします。

まず、委託料。ほぼコンスタントに出てますけど、その内容はどのようなものでしょうか。

乾文化財振興課長

これにつきましては、大半が館の管理運営にかかるものでございます。例えば、機械警備でございますとか、消防防災設備の管理、こういう館の管理関係の委託料ということになってございます。

展示にかかるものといたしましては、毎年定額ではないですけども、美術梱包輸送などが委託料の中に入っております。

大仲委員

美術梱包も、確か日通さんとか専門でないとダメとかあるんですよ。

それから、印刷製本費というのは図録であるとかそういう類ということで、24年度100万超えまして、今年84万8千円の支出ですけども、それと図録の売り上げ収入とは、少し流れがマッチしないように思いますけれども。

乾文化財振興課長

印刷製本費の中にはですね、図録等の印刷製本費だけではなくて、写真等の現像代、それから日常に館で使いますコピーの諸費用も含まれております。ですから、これがまるまる図録等の作成費という訳ではありません。

大仲委員

そうすると、売れ残りがあるということの意味するということでもないのですか。

それと、数字がよく理解できないところがありますので、今質問させていただきます。

文化芸術科学ふれあい体験事業で、体験校というのは、こちらの歴史館に実際来られたと思っただけでいいですよ。

乾文化財振興課長

そうですね。資料4の18ページ、19ページをご覧いただきたいのですが、ここに体験校と書いてございますが、いずみの国歴史館に来られたところです。この下に、出前授業というのも書いてございますが、実は館そのものがそんなに大きくございません。最近、小学校によりましては、1学年百人を超える学校もございます。その場合は、残念ながら館の方で1時間ほどの中に全ての児童に対応できないということがありますので、この場合は、いずみの国歴史館でやっている事業をそのまま小学校へ持ち出しまして、そこで来ていただいた方と同じ体験ができるようなことをやっております。それが、出前授業としております6校でございます。

大仲委員

人数数えましたら、体験校という1,092人で、出前授業が956ということで、合計すると2,000を少し超えてるということですが、これは、11ページの集計のページでは、団体に入っている訳ですか。

乾文化財振興課長

団体に入っております、出て行く出前授業につきましても、中身については歴史館の展示を外で見せるということなので、入館者の集計の中には、来館者という形で入れております。

大仲委員

そうしますと、2,048人ということになりまして、あとは観光分野との連携事業ということでふるさと観光バスツアー151人ということで、歴史館側が何かしかけてといいますか、頑張ってお客を増やしている団体数というのは、約半分と思っただけなのかと思いますが、その中でも、いわゆる団体というのはウォークラリーの立ち寄りポイントみたいなぐらいの感じのように、この資料からでは読めてしまうんですけども、これは、読みすぎですか。

乾文化財振興課長

そうですね。それ以外にも、歴史好きの方々のいろんな会が、歴史館を来訪していただいたりということがございますので、そういうものも含めての団体ということでございます。

大仲委員

わかりました。個人の方は、実際好きで来られてるというか、目的で来られてるというのは明らかですけども、団体となるとなんとも言えないのかなと思っただけですけども、それほど単なるポイントとして立ち寄っているだけではないというふうなお言葉をいただきましたので、そのように理解させていただきます。

山本委員

私も、質疑応答をさせていただくにあたりまして、歴史館の方を訪問させていただいて、いろいろ勉強させていただきました。

そこで、すごく頑張られてるなという風を感じたのは、その時ありました和泉市の歴史の編纂委員会です。

これは、素晴らしい内容のものを、年間どれくらい出されるか、年に何回なのか、数年に1回なのかわかりませんが、すごくよくまとめられてるなど実感いたしました。また、単年度事業の中で、いろいろな形の取り組みをきちっと年々されているなということにつきましても、よく事業をされてるんじゃないかなという風を感じております。

ちょっと見えにくいのは、和泉市のゆるキャラ、コダイくんとロマンちゃんがありますよね。和泉市の歴史をアピールするということで、ゆるキャラを和泉市がアピールしてるんだと思いますが、そういう意味でも、もっと脚光を当てていくべき事業じゃないかなと、私は感じております。和泉市には、久保惣記念美術館という素晴らしい美術館もあります。この博物館は、認知度がまだまだ私は正直低いと思います。中を見せていただきますと、ちょっとアピール度が正直申し上げてまだまだ。われわれ素人が見て、プロが見られたらわかりませんが、「おおっ」と思うものが比較的少なかったです。「いずみの国」ですから、和泉市に限った展示に限ったというアピールはあるんだと思うんですけども、弥生博物館とコラボするとか、他の美術館、博物館とコラボするとか、まだまだいろんなやり様があるのではないかなと感じました。和泉市自身が「いずみの国」というものをゆるキャラを活用しながらアピールしていく中で、この歴史館の存在価値っていうのは非常に大きいと思います。そういう意味で、いずみの国歴史館の中期、長期のビジョンといいますか、それをどこあたりにおいておられるのかなということがちょっとわかりにくいと思います。単年度事業は確かに素晴らしいことをやられてると思うんですけども、和泉市自身がどう考えておられるのかなという疑問を持ちました。そのあたり、いかがでしょうか。

乾文化財振興課長

非常に難しい命題をつきつけられたようなご質問ですけれども、実は私どもも、このいずみの国歴史館の位置づけというのは、ある種苦慮しているところがございます。と申しますのも、20万人弱の人口の和泉市の中に、非常な名品を集めた久保惣記念美術館、日本で唯一弥生時代という時代に脚光を当てた府立の弥生文化博物館、そしていずみの国歴史館という3つの館があります。これは、20万人都市の中では、非常にたくさん博物館、美術館を持っているという状況になっております。

そのように考えた場合、先ほど委員がおっしゃったように、確かに美術館には1点で人が呼べるような収蔵品がございます。弥生文化博物館の方も、日本で唯一の弥生文化の専門博物館という位置づけがございます。

その中で、私どもの小さな歴史館がどうしていくかという、これは常にわれわれも問いかけをしているところなんです、その中で一つの答えとして、和泉市に固有の文化財、そういうものを体系的に展示できるというのは、弥生文化博物館でも、久保惣記念美術館でもできないことでございます。確かに年間8千人ほどの入館者というのは、私どもも決して多いと思いませんが、館の使命としては、入館者にアピールをするということも重要ですが、もう少し地道な「和泉市の歴史をここに来たら感じられるんだ」という、そういうところに歴史館の存在意義を認めようかなと考えております。

確かに展示しておりますものは、どこの博物館に行っても実は見られるといったものが多いです。でも、それは、どこかよそから見つかったものではなくて、あくまでも和泉市内から見つかったものであり、そういう土器のかけらこそが、和泉市の歴史を現す、あるいは和泉市民のアイデンティティを示すものです。確かに一点もので人を呼べる施設ではないですが、かえってそこをきちんと踏まえた上活動する。現在「ふれあい事業」をやっておりますけれども、これでだいたい年間2千人ぐらいの小学校6年生に歴史館を知っていただいています。これを10年続けますと、2万人の方が歴史館を知る。そして、最初の頃に歴史館へ来てくれた方は、もう20歳を過ぎるということになります。こういう方が、しょっちゅう行かなくても、「いざとなったら、和泉市の歴史を知るには、歴史館に行けばいい」と、そういうふうにしていただける施設にしていきたいな、と考えてございます。

山本委員

地道にされるというのは、すごく理解はできるんですけども、せっかくの素晴らしい器ですし、広くの方々にアピールいただければと思います。和泉市は、そういう意味では、美術も歴史もあり、展示会館があるというのは素晴らしいことだと思います。それだけに、和泉市の良さ、価値を上げることだと思いますので、うまくアピールいただけたらと、私はすごく感じました。

実際の話、府立の弥生博物館とコラボしたり、よその博物館とコラボしたりというのは、やはり難しいのでしょうか。和泉市は、和泉市でこういうものがありますよと、はっきり言って、その他にもこういうものがありますよという風な、コラボしてアピールしていくというような、そんなことがまだまだ考える余地があるんじゃないかなと思いましたし、素晴らしい土器なんかは、そこの図書館の前に展示しても一つの方法かなと思います。もっと広く市民の方々に、和泉市を知ってもらい、そういう武器に使っていただけたらどうかと感じた次第です。

乾文化財振興課長

まさしく、委員のおっしゃるとおりで、決して私どもも他の館と全く無関係ということではなくて、資料番号2の方をご覧いただきたいのですが、ここで平成22年度の事業、特別展、企画展という風に書いてございますが、企画展の「マスク 仮面の民俗学」。これは私どもが所管しております池上曾根遺跡といずみの国歴史館のそれぞれで、弥生文化博物館が「仮面の考古学」という企画を行った時に共通の展示を行いまして、歴史館では民俗学的な仮面を展示しました。また、3館をめぐっていただいて、スタンプカードを作って、記念品を出すというようなことも行いました。もちろんそれぞれの特別展、企画展でも、必ずしも100%和泉市のものでなくて、和泉市にあるものをご理解いただくために、よその館からいろいろなものを借りてきたりということもやってございます。

それと、館自体が桃山学院大学に隣接したところがございますので、今までも桃山学院大学とコラボレーションして展示会を行っております。ですから、必ずしもいずみの国歴史館が独立独歩ということはありませんで、いろいろ共通のこともさせていただいたりしておりますし、去年は池上曾根遺跡で行いました「音★楽市」というイベントを歴史館で初めて行ってみたりというようなことで、自分の課の中の施設同士のコラボ、それからよその施設とのコラボというのは、これからもやっていきたいと思っています。もし誤解があったらあれですけども、私どもも8千人の入館者でいいと思っている訳ではございません。一人でも二人でも多くの方に来ていただきたいというのは、本当の思いでございますので、そういうこともどんどんやっていきたいなと考えてございます。

山本委員

わたしも誤解があったらいいけませんので。

基本的には、私は特別展とか記念公演とか企画展とか、本当に素晴らしい事業をご努力いただいているなどすごく思いますし、今後もそういう形で続けていただけたらいいかなと思います。

頑張ってください。

阿部委員長

励ましの言葉がありました。

おそらくずっと問題にされているのは、費用対効果の問題だと思います。施設経営だけで1千万円弱、人件費含めると2千万円くらいかけて、それに見合った効果があがっているのかということが問題にされているのだと思います。費用対効果を高める方法は2つあって、効果を上げるか、費用を下げるか、そのどちらかです。これまでのご意見はより多くの市民に見てもらいとかリピーターを増やすといったような、もっと効果をあげる工夫が必要ではないかというものだったと思います。

それは、そうだと思うのですが、その一方で費用については、これで限界ですか。

乾文化財振興課長

正直申し上げて、博物館施設を運営していく中では、おそらく近隣の同等施設からしても、最低限の予算だと思っております。それは、先ほども申しましたように、いずみの国歴史館というのが直営施設でございますが、職員はわずか4人でございますが、全ての事業に対して、われわれ文化財振興課の職員が一緒になってやっていくという姿勢があつて、正直この金額で運営ができていくという状態でございますので、これを更に下回るとするのは、それこそ展示ですとか、そういう事業ができなくなるのではないかと感じております。

阿部委員長

そうすると、受益者負担という観点から入館料をもっと徴収して、その分、市としての負担を少なくするというところはいしか考えられないのかなと思うんですけども、入館料として得ているのは、11,800円、58,100円という、このぐらいの金額ですよ。たぶん、常設展は無料だからだと思うんですけども。常設展でも一人100円でも200円でも徴収すれば、そこそこの金額になると思うのですが、難しいですか。

乾文化財振興課長

まず、一つには条例上、歴史館は無料というように定められております。ただ、特別展等については、有料にすることができる形態になっております。これについては、文化財振興課の中でも議論があるのですが、どちらかというところ私どもは完全に無料にしたいと考えています。和泉市で見つかった文化財は誰のものかということになりますと、これは和泉市民の物だということで、自分のものを見学するのに、なぜお金を払わなければいけないのか、逆にそういう議論になるのかなと考えております。ですから、誰でも自由に入れる施設にしたいと思っておりますので、入館料はできたら全て無料にしていきたいな、という方向で考えております。対費用効果につきましては、ある種教育施設でありますので、必ずしも対費用効果ばかり考えなくていいのではないかとというのが実感なんですけれども、ただ、費用対効果という部分が弱いのも事実でございますので、そのためには、入館者を増やしていくための何らかの手法を考えていくことが肝要かなと感じております。

西脇委員

ちょっと異なった発想で申し訳ないですが、奈良にドリームランドというのがありましたよね。それと比較対象するのがディズニーランド、あるいはディズニーシーです。一方はつぶれて、もうなくなってしまいましたが、ディズニーの方はすごく発展してます。ディズニーは行くと相当お金がかかるんですよ。それでも、リピーターが多くて、何回行ったというのを自慢にして、パスポート、のようなものまで持っておるといような話を聞きます。この違いは何かということですけども、やっぱり「主催者側が面白がってるか」ということが一つの見方じゃないかと思えます。「楽しんでるか」というね。今の委員長のお話の費用という問題はあるかもしれませんが、私はむしろ、あべこべじゃないかと。「面白ければお金は払う」というのも結構多いのではないかと、私は思うんです。むしろ「どう面白いのか」というところで、山本委員がいわれたようなコラボレーション、これは非常に有効な手段です。久保惣美術館なんかは、素晴らしい内容であるのに、その割にはあまり知られていません。私自身も、和泉市に住んで、本当に知ったのはだいぶ後でしたから。そのくらい、あまり知られていない。発想を変えて、せつかく和泉市には3つの大きな、大きなといったら語弊があるかもしれないですが、ものがあるんだから、そういうものをコラボしたらよい。特別展だったら、お金取ってもいいんですよ。そういうことをやれば、有料で。しかも面白がれるような。

この博物館は、駐車場の用意はされてるんですか。

乾文化財振興課長

残念ながら、駐車場につきましては、歴史館の敷地である宮ノ上公園に駐車場が35台分はありますが、歴

史館そのものには、駐車場はございません。

西脇委員

今、駐車場に触れたのですが、そういう総合的な見直しをされたら、もっと発展的なことが、スケールアップを含めてできるのではないかと思います。少なくとも、リピーターが出てきたら、しめたもんだと思いますよ。

乾文化財振興課長

そうですね。今の駐車場の件につきましては、先ほどの山本委員のご発言の中にもありましたように、コラボレーションという中で、去年は桃山学院大学にお願いをして、大きなイベントがある時には、大学の駐車場をお借りしたりというようなことも実施しております。

それと、今までの古い博物館の考え方というのは、一つの美術品を見に来るとというのがメインだったのは事実ですが、残念ながらいずみの国歴史館というのは、それほど展示品で人を呼ぶという施設はございません。でも、より多くの方に見ていただくためには、イベントも含めた、展示以外の楽しみ方というのを、これからもっと構築していかなければいけないと考えております。

阿部委員長

寺田委員どうぞ。

寺田委員

私も西脇委員と同じで、タダってというのは、あまりこだわる必要ないんじゃないかなと。

私自身は、西宮に住んでいるのですが、自分の街のことをあまり知らないのと言えないんですけど、この「いずみの国」もそこにあったこと自体、初めて知ったんですよ。

大学の隣なんですけどね。桃山とコラボの件も「そうなの、やってたの？」というような感じです。

和泉市は、外部からたくさん若い方が入ってきている。そういうところで、「いずみの国の…」といわれてもね。私、入った時に、場所の知らない地名が出てきて、「ぶつなんやら…遺跡」というのがあるんですかね。

乾文化財振興課長

仏並遺跡ですね。

寺田委員

仏並遺跡というんですか。ところが、それが一体どこにあるのかわからないんです。ですから、やっぱりもう少し、和泉市の遺跡の場所がわかるように、入ったところに全体図を配置し、外部から来た人も和泉で、“こういうところ”から“こういうもの”が取れているのかとわかるようにしていただきたい。そういうことがわからないので、非常に不満を持って帰りました。

逆におもしろかったのは、中へずっと入っていったら、小学生が地図を書いてまして。ここにあるとか。むしろ、そうした地図が先にあった方がいいかなと思いました。全体像で、和泉市の中で、この遺跡がどういう意味を持っているのか、ちょっとわからなかったのも、もう少し展示を行う学芸員さんも、それこそ今、西脇委員がおっしゃったように、みんなに楽しんで見ていただくと、お金を取っても来てもらえるんだというぐらいの展示を行っていただいたら、もっといいんじゃないかなと思います。無料だからこの程度で、どこも差別化されないで行っているというのが、今、西脇委員の言われたことじゃなかろうかと。お金取ってもいいような、そういう施設にしていきたい。有料化よりも効果を上げてもいい。市民の財産として、ものすごく重要であるなら、少々お金を使ってもいいし、こういう文化財っていうのは残るべきものだと思う。

いますし。このような事業で儲けとかはあまり考えなくていいんですね。だから、そのようなことを踏まえて、お金とっても来ていただける施設に変えていただいた方がいいと、今の話を聞いていて思います。

阿部委員長

お金を払ってでも、行きたいと思えるような施設にしてほしいということですね。

寺田委員

どうも、あれだったらお金を払ってでも行きたいっていう気はしません。

山本委員

そうですね。お金の取れるぐらいの内容というのは、それがなかなか和泉出土にこだわられてるんで難しいところはあると思いますけれども。だから、もう少し集客できる内容のものを呼んでくるべきだと思います。ちょっとすごいなと思ったら、レプリカだったんですね。それも寂しかったかなと思います。でも、頑張っていたら、もっとアピールしていただけたらいいのではないかなと思います。すごく和泉市民の誇れる財産やと思いますのでね。ぜひ頑張っていたきたいなと私は思います。

阿部委員長

他にご意見ご質問ございませんか。

大仲委員

あんまり聞くべきかどうかわかりませんが、4人で1千万ということは、いわゆる常勤の方がずっと詰めておられる訳ではないんですね。

乾文化財振興課長

学芸員のポジションは再任用、非常勤、臨時職員でございますが、必ず市の職員が誰かがいるような体制にしております。

大仲委員

学芸員は、技術的な要素もありますので、素人の方にアルバイトでという訳にはいかないような内容だと思います。コストの議論も出てるんですけども、研究される立場の価値というの、かなり高いと思いますので、処遇面でもいろいろ配慮される必要があるのではないかと思います。金額と人数だけで言っていますので、荒っぽい議論ですけども。ちょっとご検討の余地があると個人的には感じます。

阿部委員長

余談ですけど、うちの大学の文学部の修士ぐらいを出た学芸員の方が、非常勤でしか雇ってもらえない例がかなりあって、その場合の給料がこのぐらいの金額です。

寺田委員

就職あるだけでもね。

阿部委員長

それはそれで、問題なんですけどね。
いろいろありがとうございました。他にございますか。

山本委員

一点だけ。これは、いろいろとすごい資料なんですけど、こういうのはもっとアピールしたらどうかと思うんですよ。どうなんでしょう、実際のところ。

乾文化財振興課長

そうですね。市史につきましては、最近ようやくアピールをどんどんしていこうということになりました。一番大きな話としては、本屋さんに置いてもらえる話がようやくまとまりました。

山本委員

それはいいですね。

乾文化財振興課長

こういう本ですから、必ず本屋に並んでいるわけではないんですけども、取次ぎを通して、全国の本屋で注文できるというシステムをようやく構築できました。それをしたことによりまして、アマゾンとか、ネット上でも購入ができるようになりましたので、形には表れてこない宣伝効果はこれから出てくるのかなと感じてございます。

大仲委員

いずみの国歴史館をインターネットで見ましたら、「子どもと行こう」というようなところでも、引用してもらっているようなので、確かに小さい頃からというか、出来上がった大人にというよりは、小さい子どもさんと一緒にというような取組みは、非常にいい取り組みであると思いました。

阿部委員長

ありがとうございました。

だいたいの質問、ご意見で尽くしたようですので、ここで打ち切らせていただいて、評価に入りたいと思います。

ご説明ありがとうございました。

【事業の評価】

阿部委員長

そうしましたら、よろしゅうございますか。

結論としては、「継続」ということです。ただ、今のままでいいというご意見はありません。やはりもっと来館者を増やす努力は必要でしょうし、出版物を販売して収益をあげるような努力も必要であろうかということで、より一層の市民に親しまれる施設とする方向での努力を重ねていくことを前提に「継続」を認めるということだろうと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

阿部委員長

2つ目の事業につきましては、「継続」という方向で評価したいと思います。

この評価についてですけども、評価結果を事業部局の方に事務局から連絡していただいた上で、ホームページにも公表するということですね。これは、最終的に評価委員会としての報告書を出す段階で公表する

のか、それ以前にひとつひとつ、今日こういう結果になりましたという形で出していくんですか。

立花課長

今日の結果につきましては、暫定的という形ですが、事業部局のほうにお伝えをしておきまして、最終的には、答申をいただいた時点でホームページで公表したりという形になろうかと思えます。

阿部委員長

わかりました。

そうしましたら、予定の時間を若干過ぎてはいるのですが、みなさん長時間お付き合いいただいて、どうもありがとうございました。

今日の会議録につきましては、第1回と同じような形で、事務局の方で会議録を作成いただいて、みなさんにチェックしていただくという手続きになろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、次回につきましては、若干、間が開いてしまいますけれども、10月7日に第3回の評価委員会ということになります。

また、今回と同じように事前に、資料を事務局の方で作成いただいて、それを見た上で委員会を開催して、実施部局の説明を聞くという、そういう手順になろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、これで第2回の評価委員会を終わらせていただくのですが、事務局のほうから何か追加の連絡はございますか。

小泉室長

先ほど委員長が、次回開催についてもおっしゃっていただきましたので、特に事務局からはございません。

阿部委員長

よろしいですか。

そうしましたら、これで終了させていただきます。

次回は、時間は何時からでしたか。

小泉室長

10月7日月曜日、午後3時からとさせていただきます。

阿部委員長

それでは、時間変わりますけれども、よろしく願いします。

どうもありがとうございました。これで閉会させていただきます。

事務局一同

ありがとうございました。